

マンユライフ・円ハイブリッド債券インカム・ファンド (3ヵ月決算型) / (年1回決算型)

— ESG要素を組み込んだ投資 —

マンユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

平素より「マンユライフ・円ハイブリッド債券インカム・ファンド (3ヵ月決算型) / (年1回決算型)」(以下、「当ファンド」) をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

当ファンドの運用にあたり、下記のポイントに沿ってお伝えいたします。

当レポートでお伝えしたい3つのポイント

- 1 ESGは企業のサステナブル（持続的）な成長に必要不可欠**
 ハイブリッド債券投資においてもESG要素は投資成功のカギの一つ
- 2 投資例：ESGの視点でENEOSホールディングスへ着目**
 石油業界初の円建ハイブリッド債券の発行を決めたENEOSホールディングス
- 3 マンユライフは債券投資家としてESGへの取組みを重視**
 TCFDサミットへの参加や企業とのWin-winの関係構築を意識したエンゲージメント活動を実施

ESGは企業のサステナブル（持続的）な成長に必要不可欠

企業にとって環境リスクの顕在化に伴う多額の費用の発生や、企業統治の問題で存続が危ぶまれる事態になる場合など、長期的な課題をあぶりだす上でESGを考慮することは重要な要素となります。

債券投資においてもESGは欠かすことのできない要素です。

特に、ハイブリッド債券は一般債券に比較して長い満期期限を有しています。信用格付けが想定する3-5年といった期間や企業の中期経営計画の期間（主に3年）を超えているので、発行体の持続的な成長を信用格付けの枠組みを超えてどのように分析するかが投資成功のカギとなります。

したがって、投資家側としてもESG要素を分析して投資判断に活かすことは、将来の運用成果をより良いものにすると考えられます。

マンユライフ・インベストメント・マネジメントでは、既存の銘柄分析の過程でESG要素を組み込んで、投資に役立てています。



投資例：ESGの視点でENEOSホールディングスへ着目

会社概要

ENEOSホールディングス（以下、ENEOS）は国内最大手の石油精製企業で国内燃料油販売シェアは約50%、石油化学製品のパラキシレン、プロピレンでアジア1位（外販量ベース）です。2021年3月期の売上高7.6兆円、総資産8.0兆円と有数の規模を誇る企業です。

ENEOSへの投資：調査は2007年から

担当アナリストの芦田光久は、新日本石油時代から現在に至る同社の経営統合の歴史や、石油精製能力の削減・金属事業への多角化などの過程、IR説明会、IR/財務担当者への個別取材を通じて、長年に亘りENEOSをモニタリングしてきました。2021年6月15日にENEOSにとって初めて円建ハイブリッド債券を発行することになり、当ファンドに組み入れました。（2021年6月末現在）



ENEOS担当
クレジット調査部
クレジットアナリスト
芦田光久

石油業界初のハイブリッド債券を発行したENEOSに対するマニュアルの着目点と評価ポイント

マニュアルの着目点

- ① 石油精製販売を基盤事業に持つENEOSがどのようにESG課題に取り組んでいるか
- ② ENEOSの事業ポートフォリオの再構築が中長期的にサステナブル（持続可能）かどうか

重要な点として、現在の事業自体が必ずしもESGと整合的でないことをもってESG要素を満たしていないと判断すべきではないことです。

着目点に対する評価ポイント

- ① ENEOSの「ESG課題への取り組み^{*1}」に代表される積極的なESGへの取り組み姿勢
- ② 従来からのENEOSの事業・財務分析評価、外部格付機関3社からの信用評価、中長期的な燃料油需要減少に代表される環境リスクへの対応、事業機会への施策などの項目を精査

こうしたESG評価項目を総合的に勘案した結果、当ファンドへの組み入れを決めました。

*1：「ESG課題への取り組み」

- 2019年5月に「2040年グループ長期ビジョン^{*2}」の中で自社排出分のカーボンニュートラルの実現を目指すことを公表
- 事業構造変革^{*3}（基盤事業の石油精製事業を縮小、成長事業へと事業ポートフォリオを再構築など）
- ESG説明会を投資家、ステークホルダー向けに過去2回開催（2019年12月、2020年12月）

*2：2040年の「ありたい姿」を掲げており、そのうちの1つの柱として低炭素・循環型社会への貢献としています。環境負荷の低い事業を強化・拡大すると共に、環境対応型事業の強化を目指す内容が含まれています。

*3：事業リスクへの対応のみならず戦略投資の強化を示しています。

※上記の個別の銘柄・企業名は参考情報であり、当社が特定の有価証券等の取得勧誘や売買推奨を行うものではありません。また、将来の組み入れを示唆または保証するものではありません。

出所：ENEOSの開示資料を基にマニュアル・インベストメント・マネジメント株式会社が作成

マニユライフは債券投資家としてESGへの取組みを重視

当社はこれまで債券投資にあたり銘柄分析の過程でESG要素を組み込み、役立ててまいりました。発行体との関係構築や業界内でのプレゼンスを高めてきたことで、これまで様々なESGに関する取組みに参加しています。

例えば、経済産業省が主催するTCFDサミット^{*1}に北米系の運用会社としては唯一、2年連続でパネリストとして招待されました。

また当社クレジット調査部長の押田俊輔が、金融庁・環境省・経済産業省共催のトランジション・ファイナンス環境整備検討会^{*2}の委員を務めるなど、これまで当社は債券投資家としてESGへの取組みを重視し続けています。

このような当社の活動は企業側（発行体）にもよく知られており、多くの発行体からは円滑にエンゲージメントの機会を得ることが可能となっています。

前頁のENEOSのようにESG評価をクレジット調査に組み込むことで、一般的に投資家との接点を持たない財務部門以外の企業の経営に関与する部門にも直接かつ密接にコンタクトが可能となり、より多面的な分析を行うことが出来ます。エンゲージメント活動を通じて、発行体のESGへの取組みが強化されることになれば、発行体ともWin-Winの関係を築くことができます。

当社では、ハイブリッド債券投資にあたって、引き続きESG～エンゲージメント活動を重要視してまいります。

マニユライフの最近のESGに関する取組み

2019年3月	WWF（世界自然保護基金）主催のTCFDラウンドテーブル参加
2019年10月	METI（経済産業省）主催のTCFDサミットに招聘
2019年11月	GCNJ（グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン）ESG分科会における公園
2020年2月	TCFDコンソーシアムのラウンドテーブルに参加
2020年10月	METI（経済産業省）主催のTCFDサミットに招聘
2020年11月	TCFDコンソーシアムのラウンドテーブルに参加
2021年1月	METI（経済産業省）の研究会「トランジション・ファイナンス環境整備検討会」の委員就任
2021年3月	TCFDコンソーシアムのラウンドテーブルに参加

*1 TCFDサミット

TCFDとは、G20の要請を受け、金融安定理事会（FSB）により、気候関連の情報開示及び金融機関の対応をどのように行うかを検討するため、設立された「気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）」を指します。

経済産業省は、気候変動問題に関する企業の情報開示の枠組みであるTCFDの提言について先進的に取り組む世界の企業や金融機関等のリーダーを集めたTCFDサミットを開催しました。

*2 トランジション・ファイナンス環境整備検討会

政府主導による「経済と環境の好循環」を作っていくグリーン成長戦略を推進していく中で、経済産業省により低炭素化に向けた移行への資金供給円滑化の環境整備を推進するために設立されたのが当検討会です。金融庁、環境省とともに2021年1月に第1回検討会が開催されました。



クレジット調査部長
押田 俊輔

経済産業省主催のTCFDサミットにパネラーとして招聘され、トランジション・ファイナンス環境整備検討会の委員にも選出されるなど、特に最近ではESGの分野で活躍する。

1 主として相対的に高い利回りが期待できる円建てのハイブリッド債券*に投資します。

- 円ハイブリッド債券インカム・マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じて、主として日本企業が発行する円建てのハイブリッド債券に投資を行います。
- 円建てのハイブリッド債券を主な投資対象としますが、市場動向等によっては円建ての普通社債、日本国債等に投資する場合があります。

※市場環境等により、純資産総額の30%を上限として日本企業が発行する外貨建てのハイブリッド債券に投資する場合があります。その際は、実質的に円建てとなるように為替ヘッジを行います。

※金利変動リスクを抑制するため、国債先物取引等を利用する場合があります。

*ハイブリッド債券とは劣後債のことをいいます。資金調達や自己資本比率目標を満たす事等を目的として発行され、債券（負債）と株式（資本）の中間的な性格を有します。一般の債権者よりも債務弁済の順位が劣るため、通常は同じ会社が発行する普通社債と比べて格付けが低い一方で利回りは比較的に高いといえます。

2 原則として、投資するハイブリッド債券の格付けは投資適格以上とします。

- ハイブリッド債券の格付けは、取得時においてBBB格付け相当以上（R&I、JCR、S&PのいずれかでBBB-以上またはMoody'sでBaa3以上）とします。

3 決算頻度が異なる「3ヵ月決算型」と「年1回決算型」からお選びいただけます。

<3ヵ月決算型>

毎年1、4、7、10月の各25日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、利子・配当等収益を中心に安定した分配をめざします。

<年1回決算型>

毎年10月25日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、信託財産の成長を重視して分配金額を決定します。

将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

※資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください。）

基準価額の変動要因

当ファンドは、マザーファンドを通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額はその影響を受け変動します。

投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。

主な変動要因

金利変動リスク	公社債等の価格は、金利変動の影響を受け変動します。一般的に金利が上昇した場合には公社債等の価格は下落します。組入公社債等の価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
信用リスク	公社債等の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債等の価格は下落します。また、投資している有価証券等の発行企業の倒産、財務状況または信用状況が悪化した場合、もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等の影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
ハイブリッド債券固有のリスク	一般的に、ハイブリッド債券は普通社債等に比べて市場規模や取引量が小さく、流動性が低いため、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 [弁済の劣後] 一般的に、ハイブリッド債券の法的弁済順位は普通社債に劣後します。したがって、発行体が倒産等となった場合、他の優先する債権が全額支払われない限り、ハイブリッド債券は元利金の支払を受けられません。また、一般的に普通社債と比較して低い格付けが格付機関により付与されています。 [繰上償還の延期] 一般的に、ハイブリッド債券には繰上償還（コール）条項が設定されており、繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。予定された期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは実施されないと思込まれる場合には、当該ハイブリッド債券の価格が大きく下落することがあります。 [利息の繰延べまたは停止] ハイブリッド債券には利息の支払繰延条項を有するものがあり、発行体の財務状況や収益の悪化等により、利息の支払いが繰延べまたは停止される可能性があります。 [トリガーイベントに伴うリスク] ハイブリッド債券の一部には、発行体の自己資本比率が一定水準を下回った場合や、実質破綻状態であると規制当局が判断した場合等に、普通株式に強制的に転換される、または元本の一部もしくは全部が削減される条項（トリガー条項）等がついているものがあります。それらが実施された場合には損失が一旦確定し、ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。なお、普通株式に転換された場合には、株価変動リスクを負うこととなります。
特定業種への集中投資リスク	当ファンドは、実質的に特定の業種に関連する企業が発行するハイブリッド債券を投資対象とするため、幅広い業種に分散投資を行うファンドと比較して基準価額の変動が大きくなる可能性があります。
流動性リスク	有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下で取引を行えない、または取引が不可能となる場合は、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
為替変動リスク	組入外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、円と投資対象通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。なお、為替ヘッジを行う場合、円金利が当該外貨の金利より低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 一度に相当額の一部解約の申込みがあった場合や、市場環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有有価証券等を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

お申込みメモ（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください。）

購入単位	販売会社が定める単位とします。(詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金 申込不可日	<ul style="list-style-type: none"> ●ニューヨークの銀行休業日 ●ロンドンの銀行休業日 ※申込不可日については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口換金については、委託会社の判断により換金金額や換金受付時間に制限を設ける場合があります。
信託期間	2029年10月25日まで(2019年10月25日設定)
繰上償還	各ファンドにつき信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、信託終了前に信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、委託会社の判断により繰上償還を行う場合があります。
決算日	<3ヵ月決算型> 毎年1、4、7、10月の各25日(休業日の場合は翌営業日)とします。 <年1回決算型> 毎年10月25日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。収益分配額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定します。(販売会社によっては分配金の再投資が可能です。詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。) ※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。 ※分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

委託会社、その他の関係法人

委託会社	マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社 [ファンドの設定・運用等] 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第433号 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 [信託財産の保管および管理等]
販売会社	最終頁の販売会社一覧をご覧ください。[受益権の募集の取扱い等] ※目論見書は販売会社でお受け取りいただけます。

ファンドの費用（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください。）

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 2.2% (税抜2.0%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	毎日のファンドの純資産総額に 年率0.594～0.770% (税抜0.54～0.70%) を乗じて得た額とします。			
	信託報酬の配分(税抜) 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
	新発10年固定利付国債の利回り	0.5%未満 の場合	0.5%以上 1%未満の場合	1%以上 の場合
	委託会社:ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等の対価	0.26%	0.30%	0.34%
	販売会社:運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	0.26%	0.30%	0.34%
	受託会社:運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	0.02%	0.02%	0.02%
	合計	0.54%	0.62%	0.70%
	*信託報酬率は、毎年3月および9月の最終営業日における日本相互証券株式会社の発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)にて判定し、当該最終営業日の翌月の21日以降で、前日が営業日である最初の営業日から適用するものとします。			
その他の費用・手数料	法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、毎日のファンドの純資産総額に対して、合理的な見積率(上限年率0.2% (税込))を乗じた額をその費用の合計額とみなして、実際の費用に関わらずファンドからご負担いただきます。組入有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからご負担いただきます。これらの費用は、運用状況、保有期間等により変動するため、事前に料率、上限額等を記載することができません。			

※ファンドの費用の合計額については、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に合計額または上限額あるいは計算方法を記載できません。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

販売会社一覧

販売会社名	登録番号等	加入協会	取扱コース	
			3ヵ月決算型	年1回決算型
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会	○	○
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会	○	○
株式会社千葉銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第39号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会	○	○
岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会	○	○
株式会社北洋銀行	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第3号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会	○	○
北洋証券株式会社	金融商品取引業者 北海道財務局長(金商)第1号	日本証券業協会	○	○
株式会社十六銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第7号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会		○
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会	○	○
株式会社三菱UFJ銀行(委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会	○	○
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会	○	○
大和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会	○	○
野村證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会	○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第33号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会	○	○

【ご留意いただきたい事項】

- ・当資料は、マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社(以下「当社」といいます。)が作成した販売用資料です。
- ・お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。
- ・投資信託は、預金等や保険契約と異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、預貯金と異なり元本や利回りの保証はありません。銀行などの登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・当資料は、信頼できると判断した情報に基づいておりますが、当社がその正確性、完全性を保証するものではありません。
- ・当資料の記載内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更される場合があります。
- ・当資料のいかなる内容も将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。
- ・当資料に記載された個別の銘柄・企業名は参考情報であり、当社がこれらの銘柄について取得勧誘や売買推奨を行うものではありません。また、将来の組入れを示唆または保証するものではありません。
- ・当資料で使用している指数等に係る著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、当該指数等の開発元または公表元に帰属します。
- ・当資料に記載された見解・見通し・運用方針は作成時点における当社の見解等であり、将来の経済・市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。

マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第433号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会